

都市計画と環境影響評価について

1. 環境影響評価法について
2. 都市計画と環境影響評価手続きの流れ
(都市計画特例)
3. 都市計画審議会での審議の観点

環境影響評価法について

環境影響評価制度とは

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者が、その実施に先立ち、現在の環境を調査する中で事業の実施に伴って生ずる環境に及ぼす影響について予測し、住民や行政機関（県など）から意見を聴きながら、環境の保全のための措置を検討するとともに、その結果を事業に反映するための制度です。

環境影響評価法と山梨県環境影響評価条例について

本県独自の制度として、手続き段階における公聴会の開催、環境影響評価等技術審議会の設置等を条例で定めています。

知事意見の形成にあたっては、学識経験者等で構成された環境影響評価等技術審議会に意見を聴くこととしています。

環境影響評価法について（都市計画特例）

◎環境影響評価法による都市計画の特例について

道路等が都市施設として都市計画に定められる場合には、都市計画を決定する者（都市計画決定権者）が事業者に代わって環境影響評価の手続きを行います。この場合、**都市計画の手続きと並行して進めて**いきます。

この手続きにおいて、**補正後の評価書は都市計画審議会の議を経て**都市計画同意権者（国土交通大臣）に送付することとなっています。

法抜粋

環境影響評価法第25条（評価書の補正）

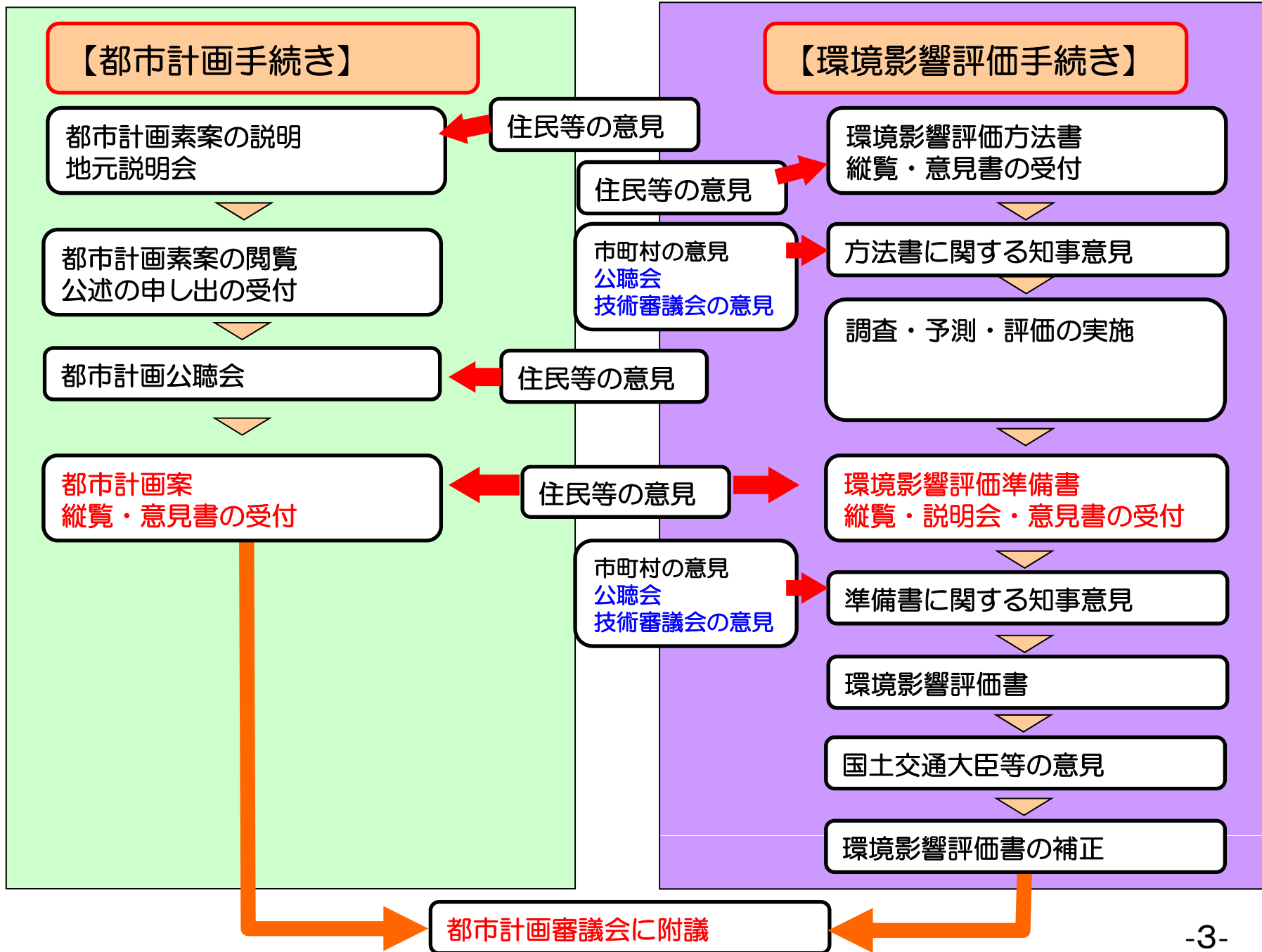
第3項

事業者は補正後の評価書の送付を法に定める者に対してしなければならない。

環境影響評価法第40条（都市計画に定められる対象事業等）

法第25条第3項中、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者に対してしなければならない」とあるのは「定める者（都市計画同意権者及び同項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）に対してしなければならない。この場合において、都市計画決定権者が都道府県であるときは都道府県都市計画審議会の議を経るものとする」

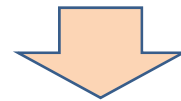
都市計画と環境影響評価手続きの流れ（都市計画特例）



都市計画審議会での審議の観点①

①都市計画決定手続きと環境影響評価手続きを併せて行なう。

- ・環境影響評価の手続きは、事業が環境に与える影響を評価するものであり、都市計画の手続きは環境面などから都市計画の案の合理性・妥当性を判断するものです。
- ・このように、双方の手続きは密接な関連を有していることから、環境影響評価法において、都市計画の手続きと環境影響評価の手続きを併せて行なうこととしており、補正評価書について都市計画審議会の議を経ることとしている。



《審議の主な観点》

- ① 環境影響評価の手続きが都市計画の手続きと整合がとれている。

都市計画審議会での審議の観点②

②住民や行政機関（県など）から意見を聴きながら、環境保全措置を検討するとともに、その結果を事業に反映する。

※環境に関する専門的な意見は、環境影響評価等技術審議会で審査されている。

【環境影響評価条例の手続き】

北区間

公聴会の開催 平成24年3月13日
環境影響評価等技術審議会(4回開催)
平成23年10月19日、平成24年3月2日、
平成24年3月27日、4月13日

東区間

公聴会の開催 平成24年7月10日
環境影響評価等技術審議会(4回開催)
平成24年3月2日、6月15日、7月30日、
8月13日

【環境影響評価法手続き】

準備書に関する知事意見

環境影響評価書

環境大臣、国土交通大臣の意見

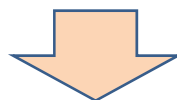
環境影響評価書の補正

審議会等の名称	山梨県環境影響評価等技術審議会	参考
設置根拠	山梨県環境影響評価条例	
設置年月日	平成10年12月14日	
所掌事項	1.環境影響評価手続案件に対して意見を述べること。 2.環境影響評価等技術指針について調査審議すること。 3.上記1・2のほか、環境影響評価制度について調査審議すること。	
委員数	15人	
委員の職業氏名	<ul style="list-style-type: none"> •山梨大学准教授・石井信行 •山梨学院短期大学特任教授・大久保栄治 •桜美林大学教授・片谷教孝 •一般財団法人日本気象協会・工藤泰子 •山梨大学教授・坂本康 •公益財団法人山階鳥類研究所研究員・佐藤文男 •東京海上日動リスクコンサルティング株式会社・杉山憲子 •横浜国立大学学長・鈴木邦雄 •信州大学教授・高木直樹 •東京都市大学教授・田中章 •山梨大学非常勤講師・角田謙朗 •富士吉田市立富士小学校教頭・早見正一 •信州大学教授・平林公男 •中華人民共和国瀋陽薬科大学教授・福原博篤 •山梨市立三富小学校教諭・湯本光子 	(50音順)

都市計画審議会での審議の観点②

②住民や行政機関（県など）から意見を聴きながら、環境保全措置を検討するとともに、その結果を事業に反映する。

・ 評価書の内容における専門的な意見は、環境影響評価等技術審議会
で審査され、知事意見を形成する際に反映されている。



・ 住民意見や知事意見を踏まえ、評価書を作成し、環境大臣、国土交通大臣の意見を聴き評価書を補正（補正評価書）している。



《審議の主な観点》

② 補正評価書について、住民、知事、大臣の意見が可能な限り反映されている。